

介護保険住宅改修費受領委任払いの取り扱いについて

介護保険での住宅改修費の支給は、工事終了後、被保険者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9割、8割または7割）の支払いを受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い」は、住宅改修費の支払いを初めから1割、2割または3割で済むようにすることで、被保険者の一時的な負担を軽減するための制度です。

この仕組みは、新宿区から登録を受けた受領委任払登録事業所による改修のみが対象で、被保険者の同意がないと利用できません。

1 事業所登録の要件

受領委任払いを取り扱うためには、事前に新宿区への登録が必要となります。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。

2 登録方法等

新宿区福祉部介護保険課給付係（以下「介護保険課給付係」）に下記の書類を提出します。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書（第1号様式）
- (2) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いに係る確約書（第2号様式）

審査結果を事業者へ介護保険課給付係から介護保険課居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（第3号様式）により通知します。

審査に要する日数は、約10日間です。

登録申請は事業者が事業所ごと（支店ごと）に行ってください。

なお、登録事業所については、区のホームページに掲載します。

3 受領委任払いの開始日

上記の登録通知書に記載された日から、住宅改修における受領委任払いによる手続きが可能となります。

4 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することに、被保険者と登録事業者（施工業者）との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行ってください。

【1】事前申請（②以外は従前の「償還払い」と変わりません）

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

※介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を必ず確認してください。

②介護保険住宅改修費受領委任払同意書

③住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等の有資格者が作成したもの）

※理由書作成者は必ず被保険者宅に訪問し、現在の生活動線（動作）を確認して、住宅改修により今後の生活動線にどのような期待効果があるかを記入してください。

④工事費見積書（改修工事に係る材料費、工賃、諸経費等について記入）

※手すり取り付け工事一式」ではなく改修場所・改修部分・商品名・寸法・規格・数量・付属部品・工賃・単価等を詳細に記入し、明確に把握できるようにしてください。

※国の見積様式を参照してください。また、被保険者が複数の住宅改修業者から見積もりを取ることにについて、国の通知が出ています。被保険者から見積もりの作成依頼がある場合はご協力をお願いします。

⑤改修予定(施工前)箇所の写真（撮影日の入っているもの）

※段差解消や手すりの高さ変更の場合は、段差や手すりにスケールをあてて段差や高さの寸法が分かる写真が必要です。

⑥施工前と施工後の状態がわかる書類等（生活動線がわかる平面図・立面図・断面図等）

⑦住宅所有者の承諾書（被保険者所有の住宅や被保険者と住宅所有者が同居の親族である場合は不要）

【2】住宅改修の着工

介護保険課給付係で事前申請書類を審査した後、工事内容が妥当と判断した場合、被保険者あてに「住宅改修費事前申請確認書」を郵送します。施工業者は被保険者から必ず記載内容の全項目を確認した上で、着工してください。備考欄には給付残額等が記載してありますので特にご注意ください。確認書が届く前に着工した場合、保険給付できません。住宅改修の内容が申請時と変わる場合は、着工前に必ず給付係へご相談ください。

【3】住宅改修の完了、利用者負担額（1割、2割または3割）の受領及び領収証の発行

工事が完了した後、登録事業所（施工業者）は保険給付費分の1割、2割または3割の額を利用者負担額として利用者から受領してください。また、被保険者に領収証（記載例のように改修費用の内訳がわかるように明記したもの）を発行して下さい。

※後述の【介護保険対象分の利用者負担額（1割、2割または3割）の算出に当たっての留意事項】をご確認ください。

【4】事後申請

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

①領収証（被保険者本人宛）

※原本を提出して頂きます。なお、領収証は窓口で原本を確認後、お返しすることが可能です。その際は原本と写しを提出してください。

②改修（施工後）箇所の写真（撮影日の入っているもの）

※事前申請で添付した写真と比較できるように同じ箇所を同じアングルで撮影してください。

【5】書類の審査及び事業所（施工業者）への工事代金の支払い

介護保険課給付係が書類を審査後、締切日から約 1 か月後に決定通知書を被保険者と登録事業所に発行し、事業所指定口座に介護保険住宅改修費を振り込みます。

※締切日は毎月 15 日及び月末となります。

（但し、土日・祝日にあたる場合はその前日になります。）

【介護保険対象分の利用者負担額（1割、2割または3割）の算出に当たっての留意事項】

○ 1 円未満の端数は切り上げます。

例 1：改修費用の額が 133,333 円の場合（利用者負担割合 1 割の方のケース）
利用者負担額 = $133,333 \text{ 円} \times 1 / 10 = 13,333.3 \text{ 円} \div 13,334 \text{ 円}$
（1 円未満の端数切り上げ）

○ 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20 万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に 10 分の 1、2 または 3 を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けません。

例2：既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行う場合（利用者負担割合1割の方のケース）

（支給限度基準額内の改修費用残額）

$$= 200,000 \text{ 円} - 133,333 \text{ 円} = 66,667 \text{ 円 (A)}$$

（支給限度基準額を超える改修費用額）

$$= 90,000 \text{ 円} - 66,667 \text{ 円} = 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$\text{利用者負担額} = 66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 + 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$\left(66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 = 6,666.7 \text{ 円} \div 6,667 \text{ 円 (C)} \right)$$

（1円未満の端数切り上げ）

$$\underline{23,333 \text{ 円 (B)} + 6,667 \text{ 円 (C)} = 30,000 \text{ 円}}$$

※ 基準限度額を超える改修費用額（B）は、住宅改修費支給対象とはなりません。

※ 介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度基準額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000円（B+C）を記載してください。

[前記例2による領収証の記載例]

領 収 証

○年○月○日

新宿 太郎 様

| | |
|----|----------|
| 金額 | ¥30,000円 |
|----|----------|

ただし、トイレ手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（90,000円）の利用者負担額6,667円・超過負担額23,333円として

上記のとおり領収しました。

（所在地）

（事業所・代表者名）

印

※介護保険対象額を超過する場合や、介護保険対象外工事により別途費用徴収する場合は、必ず、ただし書きで内訳が分かるように明記してください。

5 受領委任払いが利用できない方

次の方は、受領委任払いの利用ができませんのでご注意ください。

ただし、(2)(3)については個々の状況により、利用できる場合がありますので予めご相談ください。

(1) 給付制限を受けている方

(2) 要介護認定の申請中（新規申請・変更申請・更新申請）であるため要介護度が決定していない方

(3)入院または入所中の方

※事前申請後に上記(1)～(3)に該当した場合、受領委任払いが適用できないことがあります。

6 その他

事業所登録について、以下の点もご注意ください。

(1) 届け出内容の変更{要綱第5条第1項}

登録事業者は、事業所の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(2) 登録の辞退等{要綱第5条第2項}

登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

(3) 事業者の登録の取消 {要綱第8条第1項・第2項・第3項}

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- ①偽りその他不正な手段により登録を受けたとき又は住宅改修費の請求を行ったとき。
- ②登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えたとき。
- ③その他区長が相当と認めるとき。

→具体的には事前及び事後申請手続きにおいて区が再三、改善を求めたにもかかわらず、適切な手続きが実施されないなど

区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該事業者に通知するものとする。

【問い合わせ先】

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 03-5273-4176

FAX 03-3209-6010